

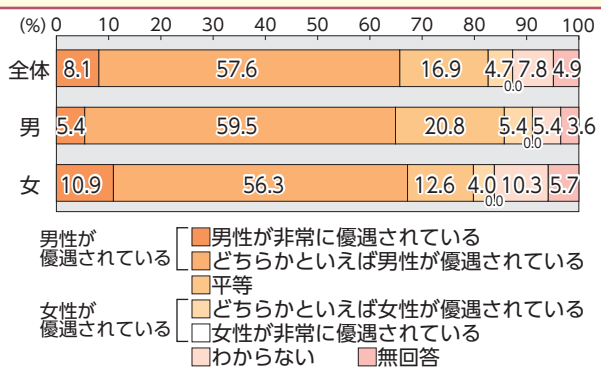
男女共同参画に関する町民意識調査

今年度中山町では、性別に関わりなく、だれもが生きやすいまちづくりを推進するための計画「中山町男女共同参画計画」策定に向けて、町内各種団体からの推薦者および町民からの公募委員で組織される中山町男女共同参画計画策定委員会において、審議を重ねているところです。

当町の男女共同参画に関する実態を把握したうえでより効果的な計画づくりを進めるため、18歳以上の町民から無作為抽出された800人を対象に「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しましたので、その結果をお知らせします。

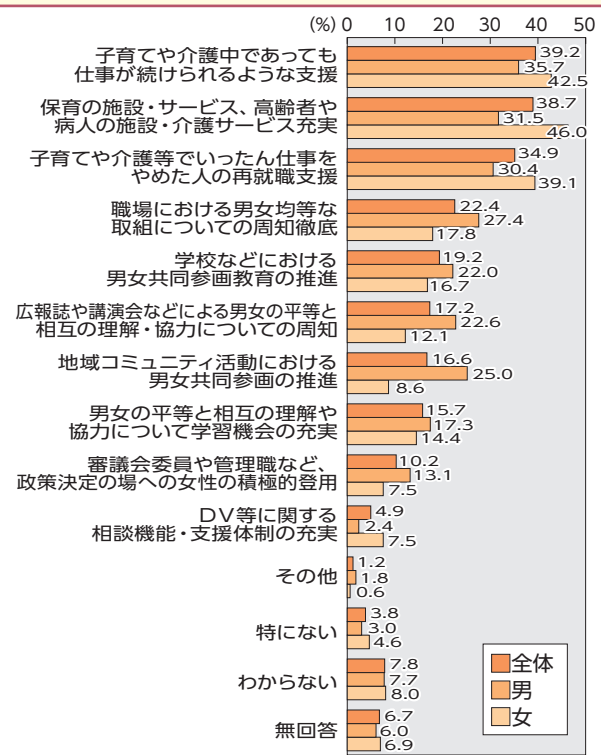
なお、今回掲載している内容は調査結果の一部となります。調査結果の詳細は町のホームページにて掲載する予定です。

■社会全体における男女の扱いについての平等性



『男性が優遇されている』と答えた割合は男女ともに6割を超えており、『女性が優遇されている』と答えた割合は4～5%程度と低くなっています。

■男女共同参画社会実現のために必要なもの

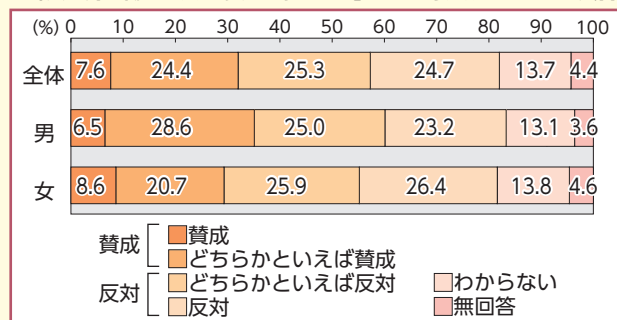


男女ともに上位3つは同じ項目となり、子育てや介護に関する項目となっています。

■調査実施概要

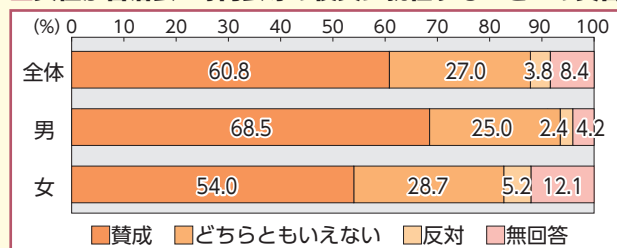
調査対象	18歳以上の町内居住者
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成24年8月
配布数	800
回収数(回収率)	344 (43.0%)
回答者男女比率	男性168 (48.8%)、女性174 (50.6%)、無回答2 (0.6%)

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否



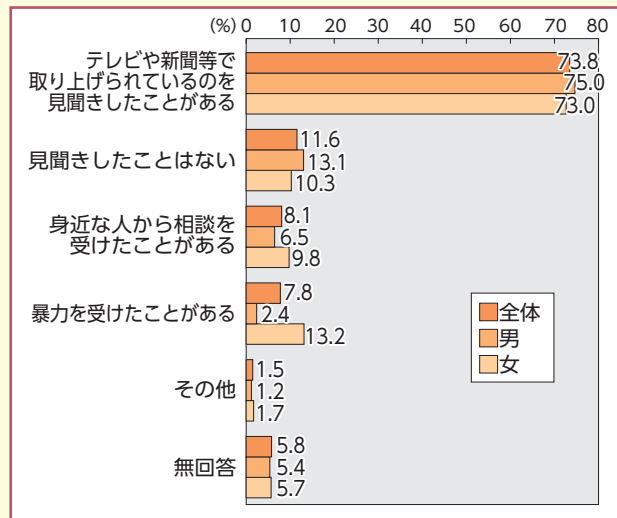
男女ともに『反対』の割合が高くなっていますが、3割程度の人が『賛成』と答えており、性別による固定的な役割分担意識がまだに残っているようです。

■女性が自治会・町内会等の役員に就任することへの賛否



女性が自治会・町内会等の役員に就任することについては、半数以上の人々が『賛成』と答えています。

■ドメスティック・バイオレンスに関する被害等の経験について



当町にもドメスティック・バイオレンス（配偶者や親しいパートナーからの暴力）で苦しんでいる、または苦しんだことのある人がいます。この被害経験者の割合を性別に見ると、男性よりも女性で割合が高くなっています。

平成24年度 空き家等実態調査結果の公表

8月から10月にかけて各地区の区長を通して実施しました「空き家調査」の結果をお知らせします。

(1) 空き家の件数 (単位：件、%)

用途	長崎地区	豊田地区	計	構成比
住宅	104	43	147	93.0
小屋	1	3	4	2.5
店舗	2	-	2	1.3
作業場	1	2	3	1.9
事務所	1	-	1	0.6
その他	-	1	1	0.6
計	109	49	158	100.0
構成比	69.0	31.0	100.0	

[注] ①同一敷地内に住宅と小屋等が存在する場合は「住宅1件」としている。
②構成比は、端数処理の関係で合計が100にならない場合がある。

(2) 町内65地区内の空き家の有無 (単位：地区、%)

区分	地区数	構成比
空き家がある地区	54	83.1
空き家がない地区	11	16.9
計	65	100.0

中山町内の65地区のうち、54地区(83.1%)に空き家が存在し、空き家のない地区は中原団地、広瀬団地を含めて11地区(16.9%)しかない。

(3) 空き家建物の状況 (単位：件、%)

用途	そのまますぐに居住可能	若干補修すれば居住可能	居住するには大規模補修が必要	倒壊等の恐れがある危険な建物	わからない等	計
住宅	79	25	27	6	10	147
小屋	2	-	-	-	2	4
店舗	-	-	-	-	2	2
作業場	-	2	-	-	1	3
事務所	1	-	-	-	-	1
その他	1	-	-	-	-	1
計	83	27	27	6	15	158
構成比	52.5	17.1	17.1	3.8	9.5	100.0

(4) 空き家建物の維持管理の状況 (単位：件、%)

用途	維持管理されている	維持管理されていない	わからない等	計
住宅	89	41	17	147
小屋	3	-	1	4
店舗	2	-	-	2
作業場	2	-	1	3
事務所	-	1	-	1
その他	1	-	-	1
計	97	42	19	158
構成比	61.4	26.6	12.0	100.0

※空き家は個人資産であり、所有者等が適正に管理することが原則です。所有する住宅等が周辺の方の迷惑になるようなことのないよう、適正管理に努めましょう。

これからの季節は、寒さが厳しくなり、火を取り扱う機会が多くなります。火災が発生しやすい季節になり、町内にある消防団員が少なくなる屋間の消防力の低下を補うため、今シーズンも12月1日から3月10日までの期間、冬期日中常備消防隊を設置します。8名の隊員が、午前8時30分から午後6時30分までの時間、常時5人体制となるように交代で勤務します(日曜日と1月1日から3日を除く)。暖房器具の取り扱いや火の始末に一人一人が十分に注意し、火災を起こさないよう気をつけましょう。また、積雪時は、消火栓付近の雪かきを行うなど、消防施設や消防水利の確保にご協力をお願いします。

冬期間の火災・災害に備えて 冬期日中常備消防隊

